

会員入会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会（以下「本会」という。）の会員資格及び入会要件並びに遵守事項を定めることで、本会の適正な事業運営を確保することを目的とする。

(会員資格)

第2条

1. 正会員は、わが国の法人登記を有する法人であって次の何れかの要件を満たしていること。
 - (1) 関係法令による医療機器製造販売業の許可を有する法人。
 - (2) 関係法令による医療機器登録製造所を有する法人。
 - (3) 正会員を子会社に持つ親会社であって、子会社の株式の50%超を有する法人。
2. 準会員は、わが国の法人登記を有する法人であって次の要件を満たしていること。

正会員以外の法人であって、本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する法人。

(入会要件)

第3条 入会に当たっては、次の要件を満たしていること。

1. 会員代行者を登録すること。会員代行者は、企業の代表者又は事業を統轄する立場にある者とする。会員代行者の役割は、本会の方針の社内周知等とする。なお、メール等の連絡窓口の実務担当者を指名することができるものとする。
2. 正会員は、自社が取扱う製品に関連する部会に入会するものとする（複数の部会入会を可とする）。

なお、準会員の部会入会は、部会長了承を前提とする。
3. 正会員が入会する際には、本会正会員1社からの推薦状を提出すること。ただし、子会社又は親会社の関係にある正会員や代表者を同じくする正会員は推薦者にはなれない。

(入会申込み)

第4条 入会の申込みは、別添「入会申込書」による。

(入会の決定)

第5条 入会は、常任委員会承認と理事会報告をもって決定とする。

(遵守事項)

第6条 本会の名誉と適正な事業活動を確保するうえで、次の事項を遵守するものとする。

1. 企業倫理の徹底。
2. 関係法令並びに業界自主ルール（医療機器業プロモーションコード、競争法コンプライアンス規程、医療機器業公正競争規約等）の徹底。
3. 個社の取引に関する活動の禁止。

(会員区分の変更)

第7条 準会員は、医療機器製造販売業取得または製造所登録をした時には、速やかに正会員への区分変更を申し出、改めて入会申込書および本会正会員1社からの推薦状を提出しなければならない。

なお、準会員の期間が満3年以上ある場合は、推薦状の提出は不要とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により実施する。

附則 この規程は、2017年3月14日から施行する。